**個人市県民税の特別徴収（給料天引き）について**

岡山県及び井原市を含む県内すべての市町村では、給与所得者の利便性を向上させるとともに、税負担の公平性を確保するため、個人市県民税の特別徴収の実施に取り組んでいます。ご理解とご協力をお願いします。

＊個人市県民税の特別徴収制度とは＊

■給与の支払者が毎月の給与を支給する際に、従業員にかかる市県民税をその給与から天引きして、従業員の住む市町村に納めていただく制度です。

■所得税の源泉徴収義務がある事業所は、市県民税も特別徴収をする義務があります。

■特別徴収をして納付する額については、市から通知をしますので、所得税の源泉徴収制度とは違い、事業所で計算していただくことはありません。

　　　　給与支払報告書の提出

　　　　　　　（1月31日まで）

＊特別徴収による納税のしくみ＊

**（特別徴収義務者）**

**給　与　支　払　者**

**（納税義務者）**

**従　業　員**

**市　　町　　村**

特別徴収税額の通知

（5月31日まで）

特別徴収税額の通知

特別徴収税額の納入

（翌月10日まで）

給与支払時に徴収

[](http://www.ac-illust.com/main/dl_info.php?id=7643) 　　　　　 [](http://www.ac-illust.com/main/dl_info.php?id=420)　　　　　　[](http://www.ac-illust.com/main/dl_info.php?id=7614)

■特別徴収の開始届出について

新年度より特別徴収を開始する事業所は、１月３１日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下の「特別徴収義務者指定番号」欄に「特別徴収希望」と朱書で記載していただくか、「特別徴収開始届出書」に必要事項を記入のうえご提出ください。（年度途中でも特別徴収開始は可能です。この場合は特別徴収開始届出書を提出していただくか、税務課市民税係までご連絡をください。）

　様式　市・県民税特別徴収開始届出書

■給与所得者の異動届出について

　すでに特別徴収をしている従業員が退職・転勤等をした場合は、年度初めに送付しております「特別徴収関係書類綴」にある「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を異動事由が発生した月の翌月の１０日までに提出をしてください。

　様式　特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

■特別徴収義務者の名称等変更届出について

　事業所の名称等に変更があった場合「特別徴収義務者住所・名称・電話等変更届出書」の提出が必要です。必要事項を記入のうえすみやかに提出をしてください。

　様式　特別徴収義務者住所・名称・電話等変更届出書

■転出される場合について

1. 国内へ転出される場合

原則１月１日現在の住民登録地での課税になりますので、新しい住所地へ転出されても井原市の課税になります。（新住所地へ納付書をお送りいたします。）

1. 外国へ出国される場合

出国後に納期を迎える市県民税（不明の場合には、税務課市民税係にお問い合わせください）の納税をしていただくため、「納税管理人」の選任のうえ、「納税管理人申告書」の提出が必要です。必要事項を記入のうえすみやかに提出をしてください。

また「事業所の方へのお願い」をご参照ください。

様式　納税管理人申告書

* + 所得証明書（市県民税課税証明書）についても、各年上記の１月１日の住民登録地で交付されます。新年度の所得証明書は、６月から交付する予定です。

■その他の届出について

　給与の支払いを受ける者が常時１０人未満である事業所については、申請により年１２回の納期を、年２回とすることができます。ご希望の事業所は税務課市民税係にお問い合わせください。

問い合わせ先

　〒　710-8601

　　　岡山県井原市井原町３１１番地１

　　　井原市役所　総務部　税務課　市民税係

　　　☎　０８６６－６２－９５１０